情報通信審議会 電気通信事業政策部会

ユニバーサルサービス政策委員会（第４６回）

議事概要

日　　時　　：２０２５（令和７）年１２月１５日（月）１０：００～１０：４７

場　　所　　：オンライン会議

委　　員　　：大谷和子主査、岡田羊祐委員、藤井威生委員、春日教測専門委員、
鎌田裕美専門委員、砂田薫専門委員、長田三紀専門委員

事務局（総務省）：吉田恭子総合通信基盤局電気通信事業部長、井上淳事業政策課長、
岸洋佑事業政策課調査官、平松寛代基盤整備促進課長、
森田悠介基盤整備促進課企画官、隅田昂平基盤整備促進課課長補佐
望月俊晴基盤整備促進課課長補佐

【大谷主査】

それでは、ただいまから第46回情報通信審議会電気通信事業政策部会ユニバーサルサービス政策委員会を開催いたします。

まずは、事務局から配付資料の確認をお願いいたします。

【事務局】

事務局でございます。

議事次第及び資料１及び２を構成員の皆様には事前に送付しております。

また、傍聴されている方には、資料を掲載している総務省ウェブサイトを御案内しております。

以上でございます。

【大谷主査】

ありがとうございます。

それでは、議事に入りたいと存じます。

この委員会では、今年の５月に公布された改正電気通信事業法及び改正ＮＴＴ法に基づく新たな制度の導入等に向けまして、７月から５回にわたって検討を重ねております。本日は、これまでの検討結果を取りまとめた一次報告書（案）につきまして、内容を確認しつつ、取りまとめに向けて皆様と議論させていただければと考えております。

それでは、まず事務局から、全体を通して御説明をしていただければと思います。よろしくお願いいたします。

【事務局】

事務局でございます。おはようございます。

それでは、事務局のほうから、一次報告書（案）の内容につきまして、今、投映してございます資料２に基づきまして、20分ほどお時間をいただいて御説明を差し上げたいと思います。

１ページ目を御覧いただければと思います。一次報告書（案）の全体像でございます。今、主査からも御説明いただきましたように、本年５月に公布されました電気通信事業法及びＮＴＴ法の一部を改正する法律に盛り込まれました内容、最終保障提供責務の導入、それからユニバーサルサービス交付金制度の見直し、新たな利用者保護規律の導入、このような内容の実際の法律の施行に向けまして、今年の７月から必要な事項について検討を行っていただきました。そのうち速やかに対応が必要なものにつきまして、今回、結果を取りまとめていただいております。

柱としては、１番から４番までございます。内容につきましては、この後、個別で説明をさせていただきますが、全体を通じた１つのコンセプト、通底する考え方としまして、真ん中にございますが、私はこれまで会議の場でも何度か、「みんなで支えるユニバ」ということを申し上げてきたかと思います。これは少しフォーマルに言い換えるとこういうことかなと思って書いてございますけれども、「複数の電気通信事業者により、誰一人取り残されない「通信インフラ環境」を実現する」、それが新たなユニバーサルサービスの確保というコンセプトである。このような考え方をベースにしながら、各項目について御議論いただいたものというふうに整理ができるかなと考えてございます。

それでは、各項目についての御説明をさせていただきます。

２ページ目を御覧いただければと思います。大きな１つ目の検討項目の柱である、新たに追加するユニバーサルサービス等の扱いについてでございます。上の枠囲みの部分にこれまでの経緯をまとめてございます。

１つ目、ＮＴＴ東西が提供するワイヤレス固定電話、今でも電話のユニバーサルサービスの１つとして位置付けられているサービスでございますけれども、現行制度上、サービスの安定的な提供等を確保する観点から不採算地域に限定されてございます。この点、最終答申、今年の２月に情報通信審議会からいただいた答申のことでございますけれども、

こちらにおきましては、メタル回線設備の縮退の促進にも資すること等から、不採算地域に限定する規律は見直すことが適当とされたところでございまして、こちらを出発点として御検討いただきました。

続いて２つ目、現在、ＭＮＯ各社が提供しておりますモバイル網固定電話につきましても、最終答申を踏まえて、この委員会において、７月の初回の会合でしたけれども、基本的考え方を確認していただきました。基本的考え方の内容、下に少し※を打っていますけれども、メタル固定電話や携帯電話などの技術基準や緊急通報として求めている基準等も参照しつつ、３つの考え方です。１つ目、従来のメタル固定電話並みのサービス水準が必要不可欠なものとして受け止められていないこと。２つ目、本サービスが各社の創意工夫によって比較的低廉に既に提供されているサービスであること。さらには３つ目、緊急通報受理機関側の事情等も勘案して､ユニバーサルサービスとしての三要件である不可欠性、低廉性及び利用可能性にも沿った技術基準となるよう検討する必要がある。このような考え方を初回に取りまとめていただいたということを改めて確認してございます。

３点目のポツです。現在、ＭＮＯ各社が提供されているワイヤレス固定ブロードバンド（共用型）について、これはブロードバンドのサービスですけれども、最終答申では、光ファイバと無線を組み合わせた効率的な整備・維持を図る観点から、ユニバーサルサービスに位置付けられることが考えられる一方で、技術的な特性上、時間と場所により通信の品質が安定しない場合があることから、混雑が生じにくく、かつ、効率的な提供を確保する必要性が高い地域である未整備地域等に限定することが適当とされました。

こちらの出発点として、関係する他の委員会での検討状況を踏まえながら、ユニバーサルサービスとして制度化すべき内容等について検討を行っていただいたところでございます。

今回、一次報告書（案）に記載してございます考え方について、下半分でまとめてございます。

１つ目、ワイヤレス固定電話についてでございますが、メタル固定電話の円滑な移行を実現する中で、光ファイバとモバイル網を組み合わせてユニバーサルサービスとしての固定電話サービスを効率的に確保する観点から、固定電話サービス移行円滑化委員会で示された考え方の下で制度整備が進むことを期待するというふうにまとめてはどうかと考えてございます。

この考え方の内容ですけれども、その下の※２というところを御覧いただければと思い

ます。ワイヤレス固定電話の考え方ですが、光未整備エリアでの提供を基本としつつ、光整備エリアであっても、個別の事情により利用者がＦＴＴＨを利用できない場合や「モバイルを活用した固定電話」を使いたい場合には、利用者利益を最大限保護する観点から、ワイヤレス固定電話や、その次のモバイル網固定電話による代替を認めることが適当との考え方が固定電話サービス移行円滑化委員会でも示されてございまして、この考え方をこの委員会としてもエンドースいたしまして、この方向で制度整備が進むことを期待するというふうにまとめたいということでございます。

２点目、モバイル網固定電話につきまして、先ほど御紹介しましたこの委員会での基本的考え方に基づいて、現在、ＩＰネットワーク設備委員会モバイル網固定電話作業班などの関係する委員会で検討が進められてございます。先ほど申し上げた基本的考え方も踏まえて、技術基準の検討が進むことを期待する。その上で、検討結果をこの委員会としても確認した上で、制度整備に着手することが適当というふうにまとめてございます。

また、提供範囲につきまして、複数の携帯電話事業者が現に提供しているサービスであること等から制限を設けることは適当でないと考えられる一方で、ＮＴＴ東西が卸提供を受けて提供する場合につきましては、先ほどのワイヤレス固定電話の提供範囲と同様の考え方で制度整備がなされることが適当というふうにまとめてございます。

続いて、ワイヤレス固定ブロードバンド（共用型）につきましてでございますが、こちらについて、光ファイバ整備に関する政府の目標時期、現在、令和９年度末までに99.9％という目標がございます。こちらが経過する令和10年度からの開始を念頭に、光ファイバの未整備世帯において、ユニバーサルサービスとしての制度化を検討することが適当と、最終答申を敷衍する形での取りまとめを出させていただいてございます。

続いて、３ページをお願いいたします。２つ目の検討項目の柱であります最終保障提供責務の履行の在り方についての議論をまとめてございます。枠組みの中は、先ほどの今年の法改正で法律に盛り込まれた措置を並べてございます。こちらを施行に向かって詳細を決めていく必要があるわけですが、その詳細設計の方向性について考え方をまとめていただいた、こういう関係性にあるというふうに思ってございます。

その法律の内容ですけれども、１つ目、総務大臣は、最終保障提供責務の円滑な履行に資するため、「ユニバーサルサービスの種別による区分」、それから「地域単位区域」ごとに基礎的電気通信役務台帳を作成しなければならないとされています。

その下で、最終保障電気通信事業者は、ユニバーサルサービスの提供の求めがあった場

合には、原則として、速やかに全ての区域内電気通信事業者に対し、役務提供確認をしなければならない。役務提供確認というのは、下に注を打ってございますけれども、その区域内の電気通信事業者がユニバーサルサービスを提供するか、しないかという意思を確認する、こういうことをしなければならないというふうになってございます。その際、確認を受けた区域内電気通信事業者は、法律上、正当な理由がなければ、届出契約約款に定める料金その他の提供条件によるユニバーサルサービスの提供を拒んではならないとされてございます。

３点目、役務提供確認の結果、ほかに区域内電気通信事業者がいないときは、最終保障電気通信事業者は、経営上の理由がある場合であっても、「特にやむを得ない理由」がない限り、ユニバーサルサービスの提供の開始を義務付けられます。

４つ目、近隣電気通信事業者は、最終保障電気通信事業者による最終保障電気通信役務の円滑な提供に必要な協力が義務付けられます。法律上、正当な理由がある場合を除き、協力に関する協定等の締結に関する協議に応じなければならないとされてございます。

以上の内容が法定されたことを受けて、その具体的内容について御検討いただきました。

考え方の１つ目でございます。まず、基礎的電気通信役務台帳における「電話」の「種別による区分」を整理しまして３つに分けるという方向でまとめていただいています。１つは、固定電話。固定電話の中には、加入電話、光回線電話、ワイヤレス固定電話、制度化された後には、ここにモバイル網固定電話が入り、。最大４つのカテゴリーで１つのグループというふうに区分してはどうかという話です。それとは別に、第一種公衆電話、それから災害時用公衆電話というふうに３つに区分することが適当ではないか。また、「地域単位区域」は市区町村単位とすることが適当ではないか。このような方向でまとめていただいてございます。

役務提供確認の中身ですけれども、最終保障電気通信事業者から問合せを受けた区域内電気通信事業者が、既にサービスエリアとしている区域において、レピータの設置等の通信品質の改善等を行ってもなお経営上合理的であると判断される場合は、「正当な理由」に当たらない。つまり、役務提供をする義務を負うということをガイドライン等により明確化していくことが適当というふうにまとめていただいてございます。

それから、最終保障電気通信事業者が、最終保障電気通信役務の提供を拒否できる「特にやむを得ない理由」の範囲は厳格にいく方向性でありまして、現在の「電話のあまねく提供責務」の下でも提供しないことが社会通念上許容される範囲と同等とすることを基本

的な考え方とすることが適当。例えば、崖の上とか工事施工者の安全を確保できない、そのような話が報告書（案）本体のほうに例示されているところでございます。

それから、近隣電気通信事業者による協力義務の内容等について、現時点で想定される典型例等を踏まえつつ、ガイドライン等により明確化することが適当としていただいてございます。※を打ってございますが、例えば、光ファイバの貸出し、あるいは、光ファイバと相互接続する装置を設置するためのコロケーションの提供、それから、光ファイバの敷設に必要な線路敷設基盤の貸出しなどがこの典型例として現時点で報告書（案）本体に記載されているところでございます。

最後です。最終保障電気通信事業者が近隣電気通信事業者に対し「必要な協力」の対価として支払うべき料金の額は、交付金の算定対象に含める方向とした上で、交付金規模の肥大化につながらないよう、例えば、その料金の額は実費を基本とすることなど合理的な水準であることを求める方向で詳細を検討していくことが適当ということにまとめていただいてございます。

続きまして、４ページ目、３つ目の柱です。ユニバーサルサービスに係る利用者保護規律の在り方。

上の枠組みが、今回の法改正で措置された法律事項の概略を記載しておりますが、まず、ユニバーサルサービスを提供する電気通信事業者が業務区域の減少等をしようとする場合には、原則として事前の周知及び届出を義務付けるとともに、例外的に利用者の利益に及ぼす影響が比較的少ないものについては、周知及び届出を要しないという制度をつくってございます。

それから、ユニバーサルサービスの料金について、最終答申においては、都市部では競争を通じた料金の低廉化が期待できる一方、都市部以外の地域ではそのような競争も期待しにくく、加えて整備費・維持費が高いことから都市部に比べて高い料金が設定されるおそれがあること等を踏まえまして、都市部以外の地域では、都市部の料金を上回る料金の設定を原則として認めない規律を課すことが適当であるとされました。

この最終答申の趣旨を踏まえまして、法改正においては、ユニバーサルサービスの届出契約約款に係る変更命令の対象として、「特別の事情」があるときを除き、「地域により異なる料金の額が定められているとき」が変更命令の一つの要件として追加されたところでございます。

このような内容が法定されたことを受けて、具体的内容について御検討いただきました。

考え方を４つまとめてございます。

１点目、ユニバーサルサービスを提供する電気通信事業者が業務区域の減少等を行う場合には、現行制度と同様、その前日から起算して１年前の日までに周知するとともに、周知開始日の前日から起算して30日前までに総務大臣への届出を義務付けることが適当ではないか。このような方向でまとめていただいてございます。

それから、電気通信役務一般に係る業務の休廃止に関する現行の周知・届出制度の運用も踏まえつつ、基礎的電気通信役務台帳制度との整合性を図る観点から、市区町村単位未満の業務区域の減少等については、周知及び届出を不要とすることが適当ではないかと考えてございます。台帳は、先ほど申し上げたとおり、地域単位区域を市区町村単位とすることが適当ということとの整合を図る観点から、市区町村単位の業務区域の減少等については、しっかり総務大臣が把握する。それ以外は、事業者の負担に鑑みて、周知・届出義務を法律上課すというところまでは要らないのではないか。このような整合性を取った方向性をここでは提示をいただいてございます。

下の２つは料金の関係です。「地域により異なる料金の額が定められているとき」という法律上の文言は、地方部と都市部の間の料金の公平性を確保し、もって日本全国におけるユニバーサルサービスの適切かつ公平な提供を確保するため、地方において都市部より高い料金が設定されることを原則として禁止する趣旨だと、最終答申の趣旨をこの法解釈の中に取り込んでいくことをガイドラインで明確化することが適当ではないか。このようにまとめていただいてございます。

それから、地方部と都市部のユニバーサルサービスに料金差がある場合において、その提供の実態等に照らして料金差が生じることに合理的な理由があれば、そのような場合を「特別な事情」として例外的に許容することが適当ではないか。こうした基本的な考え方に立った上で、ユニバーサルサービスを提供する電気通信事業者から寄せられた具体例を踏まえつつ、ガイドラインで明確化することが適当ではないかというふうにまとめていただいてございます。具体例ということで、報告書（案）本体に記載してございます例を下の※でまとめていますが、例えば、いわゆる電話の級局別料金や区域外加算といったような差異、あるいは、全国提供事業者を念頭に置いた場合の特定地域でのキャンペーン割引や地域により異なる卸価格での提供、このようなものは「特別な事情」として位置付けていって差し支えない、裏を返せば、合理的な理由の範囲ということではないかというふうに御提言をいただいているところでございます。

４つ目の柱、５ページ目、最終保障提供責務の導入等に伴う交付金制度の在り方でございます。

最終保障提供責務は、①電話については、ＮＴＴ東西がメタル回線設備の縮退に伴って自主的に代替サービスを提供する限りは生じず、2035年頃までにかけて実際にメタル設備を撤去した場所において、光ファイバが未整備であり、かつ、モバイル網を活用した固定電話サービスのエリア外である場合であって、そこで新たに電話を利用したい者から提供の求めがあった場合に限られる。こんなイメージで電話の最終保障提供責務のイメージを整理していただいてございます。

また、②ブロードバンドにつきましては、光ファイバの未整備地域が現に存在しているとする中で、その未整備地域で新たにブロードバンドサービスを利用したい者から提供の求めがあった場合に生じると想定される。電話に比べると、最終保障提供責務が生じる可能性はそれなりに生じやすい環境にあるというふうなイメージを持って、これを前提に御議論を進めていただきました。

それから、電話とブロードバンドの制度についての説明が続けてございますけれども、まず、電話については、複数の電気通信事業者が交付金の交付を受けてユニバーサルサービスを提供し得るものとして、新たに法律上、「担当支援区域」の仕組みを導入してございます。それとともに、交付金の交付を受ける第一種適格電気通信事業者の資格としては、サービスを安定的かつ継続的に提供することが求められるため、その指定の基準といたしまして、一定程度のサービスエリアを有していること。現在でもこの仕組みはございますが、今は都道府県内で100％というふうに定められています。専らＮＴＴ東西さんが電話の第一種適格電気通信事業者になることを想定した制度整備というふうに御理解いただければと思いますが、このような現状があるということであります。

それから、ブロードバンドにつきましてでございますけれども、現行、不採算地域のサービス維持、あるいは未整備地域の解消等のため、赤字が見込まれる区域を総務大臣が「町字」を単位として指定するという仕組みになってございます。その指定を受けた区域において交付金を受けて整備を行う人たちを第二種適格電気通信事業者としてまた指定するという仕組みでございますが、この適格電気通信事業者には、サービスを安定的かつ継続的に提供することが求められることから、その指定の基準として、一定程度のサービスエリアを有していること。こちらは、報告書（案）に書いていますのは、特別支援区域、著しい赤字のある区域を総務大臣が指定しているエリアを「特別支援区域」と呼んでおります

けれども、そういったところでは、例えば、町字内で10％のカバーを持っていること、このような基準を求めているという制度がございます。

今回、最終保障提供責務の導入に伴って交付金制度の変更、変わってきている部分なども踏まえまして、交付金制度設計の基本的な方向性について、今回、御議論をいただき、方向性をまとめていただいてございます。その考え方を下に４つまとめてございます。

１つ目、最終保障電気通信役務の交付金制度を設計するに当たっては、１つ目のポツで申し上げました電話とブロードバンドで異なる状況を踏まえて、その実態に即して検討していくことが適当という基本的な方向性を確認いただいています。

その上で、最終保障電気通信事業者に「義務」を課すものである最終保障提供責務の履行に伴って生じた赤字については、必要十分かつ合理的な水準の額を交付金で補填することとする。具体的には、光ファイバ等の整備費（減価償却費）と維持費の両方を対象とするとともに、「収入費用方式」を基本とする。かつ、非効率と認められるコストを控除できる仕組み、このような基本コンセプトの下で交付金制度を検討していくことが適当ではないか。このような方向性をまとめていただいてございます。

それから、固定電話の世界で新たに導入されます担当支援区域の仕組みをどうつくっていくかということが３ポツ目ですけれども、担当支援区域の範囲につきましては、交付金算定の基礎となる収支の算定方法に関する今後の検討、区域別に算定していくことの在り方、適格電気通信事業者となり得る電気通信事業者の動向等、まさに固定電話サービスを提供し得るプレーヤーの実態も踏まえながら、都道府県または市区町村のいずれかとする方向で検討を進めていくことが適当だというふうにまとめていただいてございます。また、ブロードバンドの担当支援区域については、現在、町字単位で総務大臣が指定すると先ほど御説明申し上げましたけれども、現行制度と同様、町字を軸に検討を進めていくことが適当ではないか。このような方向でまとめていただいてございます。

最後、固定電話・ブロードバンド双方の適格電気通信事業者の指定基準につきまして、サービスの安定的かつ継続的な提供を確保することを求めつつ、やはり今回、通底する考え方ということで冒頭申し上げました複数の電気通信事業者がユニバーサルサービスを支える適格電気通信事業者としての資格を備える水準とする方向で検討を進めていくことが適当ではないか。このような方向性をまとめていただいてございます。

最後、想定しておりますスケジュールの御説明でございます。

一番左側、法律が今年の５月28日に公布されまして、早速同年７月４日に電気通信事業

政策部会のほうに総務大臣のほうから諮問をさせていただきました。それを受けて、このユニバーサルサービス政策委員会、７月18日に新しい制度の施行に向けた議論のキックオフをしていただいたわけですが、冒頭、主査からもございましたように、５回重ねていただいて、今回、６回目、赤字のところ、今回12月15日が一次報告書（案）の御議論をいただいております。

あくまで想定ですけれども、このまま御議論がまとまった段階で、電気通信事業政策部会に一次報告書として主査から御報告をいただいて、電気通信事業政策部会のほうでパブコメに付して、答申が取りまとまれば、総務省として、その答申を踏まえた省令などの制度整備に着手したいというふうに考えています。制度整備、省令等の案が整いましたら、この審議会と別に、情報通信行政・郵政行政審議会、「情郵審」と呼んでいますけれども、こちらのほうに今度は諮問をさせていただいて、省令等のパブコメを別途実施し、答申を得て、法律の一年内施行のデッドラインが来年５月27日になるわけですが、そこまでのどこかで、きちんと制度整備を行いたいと。当面、このようなスケジュールで想定しているところでございます。

事務局からの一次報告書（案）の説明は以上でございます。取りまとめに向けました御議論をよろしくお願いしたいと思います。

【大谷主査】

御説明ありがとうございました。それでは、ただいまの事務局からの御説明につきまして、皆様との意見交換に移らせていただきたいと思います。

御意見などございましたら、チャット欄、あるいは御発言にてお知らせいただければと思います。チャット欄ですけれども、全員宛ての送信にセットした上で御入力いただければと思います。皆様、いかがでしょうか。

今日は、これまで意見交換を重ねてきたということもございまして、高橋主査代理が御欠席でありますけれども、残りの６名の構成員の皆様には御発言をどこかでいただければと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、長田構成員、よろしくお願いいたします。

【長田専門委員】

長田です。ありがとうございます。

皆様の御意見をきちんと丁寧に取り上げていただいていると思いまして、このまとめで異論はございません。よろしくお願いします。

【大谷主査】

長田構成員、ありがとうございました。

では、続きまして、藤井構成員、よろしくお願いいたします。

【藤井委員】

藤井でございます。

私も、この内容で問題ないかと思っております。今まで議論した内容をしっかり酌んでいただきまして、まだ決められていないところに関しましては、選択肢から選択できるように記されていたり、ほかの委員会の報告を待つというところも適切に記述されているかと思います。特にほかの委員会の状況については、今ちょうど進行中のところかと思いますので、議論の結果を活用しつつ、全体の方向性を出していくというのが次の報告書に盛り込めるといいのではないかと思いますので、現時点ではこういう形でまとめられるというところは、非常に適切ではないかなと思った次第でございます。

私からは以上でございます。

【大谷主査】

コメントありがとうございます。

ほかの関係する委員会など、今、精力的に議論が進められているところですので、またまとまりましたら、恐らく事務局から御説明などいただける機会が御用意できるのではないかなと想像しているところです。

それでは、続きまして、春日構成員、よろしくお願いいたします。

【春日専門委員】

春日です。御説明ありがとうございました。

全体の方向性については、これまで議論してきたこと等を整合的にまとめていただいていますので特に異論ございませんけれども、冒頭御説明がありましたように、誰一人取り残されないような環境整備が必要ですというふうなところは、まさにそのとおりだと思います。その意味で、ほかの委員会との整合性を取りつつ、その環境が維持できているかどうかということについては、スケジュールいかんにかかわらず、あるいは他の委員会の整備状況にかかわらず、誰一人取り残されない環境が維持できているかどうかということを念頭に置きながら進めていっていただければいいかなと思いました。

それから、３ページ目、４ページ目のところに出てくるガイドラインのお話がありましたけれども、ガイドラインのほうが、また個別具体的な話になってきますし、事業者様と

かが参考にされる上で結構重要なところになるかなと思いますので、引き続きまたここの整備も、今回のこの委員会と同様に重要視していく必要があるのかなというふうに感じました。

以上でございます。

【大谷主査】

ありがとうございます。

誰一人取り残さないという、この制度の本質について重ねて言及いただきまして、ありがとうございます。それから、ガイドラインづくり、恐らく事務局、既に何をどういうふうに書こうかといったことで頭を悩ませていると思いますけれども、非常に重要な御指摘をありがとうございました。

それでは、今日は、今既に３人の委員の方から御発言を頂戴したところですけれども、できましたら、ほかの委員の方からも御意見を頂戴できればと思いますが、いかがでしょうか。

砂田委員、よろしくお願いいたします。

【砂田専門委員】

砂田です。

非常に現実的にこれまでの議論をすくい取っていただいた取りまとめになっていると思います。私もこの方向性に全く異議はありません。ありがとうございます。

報告書のほうにはちょっと書いてありましたけれども、人口減少下でユニバーサルサービスをどうするかという観点から言うと、やはり全体的に見てコストがかからない方法、効率的な方法を選択していくことが大事ですし、また、規制対応等の間接費はできるだけ削って、その分をインフラ整備等の直接費に回していくというような観点も大事になると思うんですが、今回の議論は、そういった前提もある程度共有されつつ取りまとめいただいたのではないかと私は感じておりまして、よかったと思います。

それともう１点、報告書の「おわりに」では、複数の事業者がユニバを担っていくためには、インセンティブなどを考えることも検討が望まれるというような一文があるんですけれども､みんなで支えるユニバを､負担金でみんなで支えるという意味だけではなくて、適格電気通信事業者が少しでも増えていくという方向で、みんなで支えるというようなところを考えるには、今後、インセンティブ検討もぜひ議論していただけたらと思っています。

私からは以上です。事務局は、取りまとめ、どうもありがとうございました。

【大谷主査】

砂田委員、ありがとうございます。

今、言及いただいたポイントですけれども、砂田構成員の御意見に沿って、報告書のありとあらゆるところに散りばめられていると思いますが、インセンティブについて触れられた点、報告書本体の53ページに、「事業者ニーズも踏まえた上で不断に検討していくことも望まれるところである」と。今回、直接そこまで検討する場ではなかったわけですけれども、将来的な課題についても言及いただきまして、ありがとうございました。

続きまして、岡田構成員からも挙手いただいております。よろしくお願いいたします。

【岡田委員】

ありがとうございます。成城大学の岡田です。

当報告書の取りまとめをいただき、大変ありがとうございました。内容は、これまでの議論を踏まえて適切にまとめられている内容と拝見いたしました。異論は全くありません。

今後、ワーキンググループ等、あるいは他の委員会等で、さらに詳細に、あるいはこれからの時間の経過に伴って制度のつくりこみが行われていくだろうと思いますけれども、冒頭、事務局がおっしゃったとおり、複数の事業者が手を挙げやすいような制度設計について、例えば、交付金等の在り方はこれから詳細設計が検討されていくと思うんですが、その点を十分に考慮して御検討いただけるといいなと期待しています。

複数の事業者が手をあげることは、様々なサービス、代替的サービスを含めて、いろいろな選択肢をユーザーに提供していくという面でも非常に意義がある、社会的価値のあることだと思いますし、今後予想される様々な技術変化にも対応しやすい柔軟な供給側の体制をつくっていくことにもつながっていくと思います。そういう意味で、でき得る限り、いろいろな人が手を挙げやすい仕組みを考えていくことは非常に重要なポイントかなと考えております。

私からはコメントだけです。以上です。ありがとうございました。

【大谷主査】

岡田委員、ありがとうございました。

かねてより、技術的な変化への対応ができるようにということで、複数の事業者で支えるということについて、ずっとコメントを頂戴しておりましたので、それも今回の報告書には十分に盛り込んでいただいているものと理解しているところです。コメントを改めて

ありがとうございました。

それでは、鎌田委員からもお手が挙がっております。よろしくお願いいたします。

【鎌田専門委員】

鎌田です。御説明ありがとうございました。

私も、まとめていただいた内容について、特に意見等はございません。ありがとうございました。

【大谷主査】

ありがとうございます。

これまで出席された皆様全員から御発言を頂戴していったところですけれども、基本的に賛同意見ということと、これまでの制度設計に当たって、皆様から御留意いただくべき事項について、改めてコメントをいただけたものというふうに理解しております。

私からも、当然賛同意見ではあるんですけれども、一言だけ感想を述べさせていただきますと、やはり今回、サービスの持続可能性に配慮が行き届いた合理的な制度となっているというふうに考えておりまして、これまでのヒアリングなどに多大な御協力をくださった事業者の皆様にも心より御礼申し上げたいと思っております。

今回の制度の肝ですけれども、複数の事業者で支えるということで、最終保障電気通信事業者にのみに寄りかからない仕組みといったものがうまく盛り込めたと思っておりますし、経営合理性の範囲ですけれども、複数の事業者が安定的にサービスを提供できる仕組みづくりといったところでも、何とかその特徴を生かすことができたのではないかと思っております。

また、少し将来的な課題ではありますけれども、地域のニーズに対応しようとするそれぞれの事業者様の背中を押していくための仕組み、インセンティブ的な制度なのか、ほかの制度なのかといったことについては、まだまだ議論の余地があるかと思いますけれども、そういった課題についても再認識することができたという点で、意義のある検討ではなかったかと思っております。

また、別途、メタル縮退について検討が進められておりますけれども、メタル縮退後の景色がどうなるかといったことについても、一定の予測可能性を確保できる柔軟な仕組みになっていると思っております。

つい先日の青森の地震では、ＮＴＴ東日本様の八戸の鉄塔などに亀裂が入ったりということで、常に情報通信インフラというものも災害などの影響を免れることができないとい

うことを改めて痛感させられる出来事が続いておりますけれども、そういった災害の影響、先ほどからコメントいただいている技術の変化、そして人口減少時代ということを踏まえましても、今できる限りのよい結論を得られることができたと思っております。事務局の皆様、それから、これまで議論を重ねてきた構成員の皆様にも厚くお礼を申し上げたいと思います。

私の時間稼ぎ的な発言も入れていただいておりますが、二巡目の御発言の御希望はございますでしょうか。

それでは、委員の方からの御発言はほぼないというような状態になっておりますので、これまでの委員のコメントなどを受けて、事務局のほうから何かコメントされることがありましたらお伺いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

【事務局】

事務局でございます。

諸先生方、それぞれコメントをいただきまして、ありがとうございます。

これまで、本日を入れたら６回、私が担当してから御議論いただいて、先生方とやり取りをさせていただいた中で、私も一からの勉強だったわけですけれども、法律とか、あとはこの役所にある文書を読むだけでは得られない視点や知見をたくさんいただいて、そういう意味で、ユニバーサルサービス制度を、ある程度、俯瞰的に見ながら、詳細設計のためのコンセプトを文字にしていくときに、非常に充実した環境の中で仕事をさせていただけたかなというふうに思っておりまして、委員の皆様に、この場を借りて申し訳ありませんけれども、改めて感謝の気持ちをお伝えしたいと思います。

それから、プレゼンテーションに御承諾いただいて御参加いただいた事業者の皆さん、委員会の場だけではなくて、いろいろ日々コミュニケーションを取らせていただくこともありますけれども、そのときもいろいろ各事業者のお立場から、ユニバーサルサービスをどうやってやっていったらいいかという前向きなインプットをたくさんいただけたと思っています。皆さんの御意見を取りまとめただけで、こんなにすばらしい報告書ができたのではないかなというふうに思っていますので、本当に皆さんの御協力あっての今日かなというふうに思ってございます。

今日、特に砂田先生から指摘をいただきました全体のコスト最適化、人口減少社会、いろいろな制度をつくる上で必ず持っていかなければいけない視点だと思いますし、私などはまた新たに気づけたなと思うのは、やはり間接的なコストは極力減らして、直接的に事

業者の皆様が実際にそのサービスのほうに回せる、そちらにコストをかけられるようなことは、行政が規制、制度をつくっていく上で持たなければいけない視点だということを改めて感じさせられたところでございます。

私は「みんなで支えるユニバ」というキャッチフレーズを個人的に気に入っておりますので、このキャッチフレーズを来年もきちんと持っていって、引き続き詳細な設計に私としても邁進してまいりたいと思いますし、また、有識者の先生方、それから事業者の皆さん方の御協力も得ながら、引き続き前に進んでいきたいと考えております。

すみません。何かクロージングみたいなコメントをしてしまって申し訳ありませんけれども、私、事務局からのコメントは以上でございます。お返しいたします。

【大谷主査】

事務局からもコメントをいただきまして、ありがとうございました。

それでは、ほかに御意見、御質問等はないようですので、意見交換の時間はここまでとさせていただきます。

特に御修正についての意見はいただいていなかったと思いますので、この委員会の一次報告書（案）につきましては、本案のとおりとさせていただきまして、後日、電気通信事業政策部会に報告させていただくことといたします。今後、報告書（案）の形式的な修正などが必要になった場合、私に御一任いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【大谷主査】

ありがとうございます。

それでは、この案につきましては、私のほうで一旦預からせていただきまして、必要に応じて形式的な修正などを行い、整えた上で、この委員会の報告書として電気通信事業政策部会への報告を進めさせていただくことといたします。

それでは、事務局から連絡事項などございましたら、お願いいたします。

【事務局】

事務局でございます。本日もありがとうございました。

大谷主査からもありましたとおり、本日御議論いただきました一次報告書（案）につきましては、所要の手続を経て、本委員会の親会である電気通信事業政策部会に報告をし、御審議いただく予定でございます。

また、次回会合につきましては、後日、事務局から御連絡申し上げます。よろしくお願

いいたします。

【大谷主査】

それでは、以上をもちまして、第46回情報通信審議会電気通信事業政策部会ユニバーサルサービス政策委員会を終了いたします。

本日も積極的に議論に加わっていただきまして誠にありがとうございました。閉会とさせていただきます。